

**第8回大田原キッズデュアスロン・トライアスロン大会参加者募集**

- 日時：7月17日(日) 午前7時30分受付開始
- 会場：美原公園水泳プール及び陸上競技場
- 参加費：1000円
- 対象：小学生
- 競技内容：①デュアスロン 低学年(1〜3年生)の部▼第1ラン：400m▼バイク：1200m(3周)▼第2ラン：400m(1周)
- ②デュアスロン高学年(4〜6年生)の部▼第1ラン：800m▼バイク：2400m(6周)▼第2ラン：800m(2周)
- ③トライアスロン低学年(1〜3年生)の部▼スイム：25m▼バイク：1200m(3周)▼ラン：400m(1周)
- ④トライアスロン高学年(4〜6年生)の部▼スイム：50m▼バイク：2400m(6周)▼ラン：800m(2周)
- 定員：120名
- 申込締切日：7月4日(月)までに左記へ電話またはFAXで申し込み。

TEL 大会事務局 鈴木 (23) 3815

**第4回市長杯争奪ボウリング大会参加者募集**

- 日時：6月18日(土)
- ▼受付：午前9時〜9時30分
- ▼開会式：午前9時40分〜
- ▼ゲーム：午前10時〜
- 会場：王冠ボウル
- 参加費：2000円(貸靴代込)
- 競技方法：3ゲーム・アメリカ方式・ハンディキャップ採用(決勝戦あり)
- 定員：100名(先着順)
- 申込方法：6月11日(土)までに左記へ電話またはFAXまたはメールまたは直接申し込み。

問 王冠ボウル (23) 4160  
FAX (22) 4354  
okhan@atorosocn.ne.jp

●場所：アイランドゴルフ

**パーク東那須 大田原市役所、黒羽支所、湯津上支所から会場まではバスで送迎。**

- 講師：小川 賢一先生ほか
- 受講料：5000円
- ※ゴルフクラブは無償貸与しますが、個人でお持ちの方はご持参ください。
- 申込方法：6月7日(火)〜7月12日(火)に左記まで参加費を添えて直接申し込み(平日午前8時30分〜午後5時15分)

問 スポーツ振興課 (22) 8017

**ゴルフ入門教室 受講生募集**

- 対象者・定員：市内在住の男女10名(先着順)
- 開催日：7月5日(火)〜9月6日(火) (全10回) 毎週火曜日午後6時30分〜8時30分
- 場所：大田原ゴルフ練習場
- 講師：三浦 孝之先生
- 受講料：12000円
- ※ゴルフボール代、保険料を含む
- 申込方法：6月2日(木)午前9時から左記窓口へ受講料を添えて直接申し込み。

問 スポーツ振興課 (22) 8017

**大田原テニス教室 参加者募集**

- 期間：7月6日(水)〜9月7日(水) 毎週水曜日(全10回)
- ①小学生：午後6時30分〜8時30分
- ②中学生〜成人：7月1日(金)〜9月2日(金) 毎週金曜日(全10回) 午後7時30分〜9時30分
- 会場：美原運動公園テニスコート(2面)
- 対象者：大田原市内在住、在勤または大田原テニス協会登録の方
- 定員・内容：①小学生45人(ショートテニス)基礎テニス ②中学生〜成人30人(クラス別による基礎テニス)
- 参加費：小学生 3500円 中学生・高校生 4000円 成人 5000円
- ※市テニス協会登録者は1000円割引(開講日にテニスコートで支払)
- 申込方法：6月3日(金)〜30日(木)の平日午前8時30分〜午後5時15分まで県北体育館に直接申し込み。

問 NPO法人大田原市体育協会テニス部 鈴木 (090) 4916 1618

**夏休みジュニアスイミングスクール参加者募集**

- 日時(予定)：7月16日(土)・17日(日)・18日(月)・30日(土)・31日(日)、8月6日(土)・7日(日)・11日(木)・20日(土)・21日(日) 《全10回予定》
- 午前9時30分〜11時30分
- ※水温が低い日や天気が悪い日などプールを開設できないときは中止となります。
- 場所：美原公園水泳プール
- 対象者：市内の小学1〜3年生で泳げない児童
- 定員：30名(先着順)
- 参加料：1300円(水泳帽、保険加入料など含む)を受付時に集めます。
- 講師：NPO法人大田原市体育協会水泳部員
- 申込方法：6月21日(火)〜7月5日(金)に左記へ申し込み。(平日午前8時30分〜午後5時15分)
- その他：教室開催中は保護者同伴
- ▼受付時までに水泳キャップのサイズを計ってきてください。

問 スポーツ振興課 (22) 8017

# 税



## 年金を受給している65歳以上の方の特別徴収制度

平成28年4月1日現在、65歳以上の方で、年金の所得に対して市民税・県民税が課税される場合、年金からの特別徴収制度(年金支給額から市民税・県民税を天引きして納付する制度)により、市民税・県民税を納付していただくこととなります。

この制度は、地方税法第321条7の2の規定に基づき実施されるもので、個人の選択による徴収方法の変更はできません。

なお、この制度はあくまでも徴収方法を変更するものであり、市民税・県民税の計算方法の変更ではありません。

### ●特別徴収の対象者

- ・前年中に公的年金の支払いを受けかつ4月1日に公的年金などの支払いを受けている方

- ・4月1日現在65歳以上の方
- ・遺族年金、障害者年金以外の老齢基礎年金などの支給年額が18万円以上の方

- ・市の行う介護保険の保険料が年金から特別徴収(天引

き)されている方

●特別徴収の対象となる年金  
老齢または退職を支給事由とする公的年金

●特別徴収される税額：公的年金所得にかかる所得割額と均等割額

※給与所得や農業所得などの

公的年金以外の所得がある場合は、その分にかかる税額は除かれます。

●税額などの通知：年金から特別徴収される金額は、送付される「平成28年度市民税・県民税税額決定・納税通知書」に記載していますの

で、ご確認いただくか、下記へお問い合わせください。

### ■仮特別徴収税額の算定方法の見直しについて

平成25年度の税制改正により、年間の徴収税額の平準化を図るため、特別徴収の2年

## ■特別徴収の方法と例

○特別徴収開始1年目の方(昭和25年4月2日から昭和26年4月1日生まれの方)  
年金の前半と後半で徴収方法が異なります。

▶前半：年金にかかる年税額の半分の金額を2回に分け、6・8月に普通徴収(市役所または金融機関などで納付書により納める方法)により納付。

▶後半：残った年税額を3回に分け、10・12・2月に支給される公的年金から特別徴収。

(例)公的年金所得にかかる年税額が60,000円の場合

期別および支給月	年税額の1/2を普通徴収		年税額の1/2を年金支給額から特別徴収		
	1期(6月)	2期(8月)	公的年金(10月支給分)	公的年金(12月支給分)	公的年金(2月支給分)
年税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

○特別徴収2年目以降の方(昭和25年4月1日以前生まれの方)

年6回の公的年金等支給時に特別徴収となりますが、前半の3回は仮特別徴収税額の徴収となります。

▶前半：平成27年10月から翌年3月の間に特別徴収で天引きされた額に相当する額を3回に分け、4・6・8月に支給される公的年金から特別徴収。

▶後半：平成28年分年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額を3回に分け、10・12・2月に支給される公的年金から特別徴収。

(例)公的年金所得にかかる年税額が63,000円の場合

年金支給月	仮特別徴収税額を特別徴収			年税額から仮特別徴収税額を差し引いた額を特別徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年税額	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円	11,000円
算出方法	▶平成28年度：前年度の10月～3月に特別徴収された金額を3回で徴収 ▶平成29年度：前年度の年税額の半分の金額を3回で徴収			10月以降の支給月は、年税額(63,000円)から仮特別徴収税額(30,000円)を差し引いた額33,000円を3回で徴収		

TEL 問 1階 8725

※不明な点は左記へお問い合わせください。

※年金からの特別徴収が停止され、市民税・県民税の未納額が生じた場合は普通徴収に切り替わり、市から納付書が送付されます。お手元に届きました納付書で納付をお願いします。

・対象者が転出、死亡した場合

・市の行う介護保険の特別徴収被保険者でなくなった場合

・年度途中で公的年金などにかかる所得から算出される市民税・県民税額が変更となった場合

・特別徴収対象年金の給付を受けなくなった場合

・年金からの特別徴収は停止となります。

●年金特別徴収の停止：次のいずれかに該当する場合、

また、この改正は仮特別徴収税額の算定方法の見直しであり、年税額の増減を生じさせるものではありません。

また、この改正は仮特別徴収税額の算定方法の見直しであり、年税額の増減を生じさせるものではありません。

また、この改正は仮特別徴収税額の算定方法の見直しであり、年税額の増減を生じさせるものではありません。

また、この改正は仮特別徴収税額の算定方法の見直しであり、年税額の増減を生じさせるものではありません。

また、この改正は仮特別徴収税額の算定方法の見直しであり、年税額の増減を生じさせるものではありません。

また、この改正は仮特別徴収税額の算定方法の見直しであり、年税額の増減を生じさせるものではありません。

また、この改正は仮特別徴収税額の算定方法の見直しであり、年税額の増減を生じさせるものではありません。

また、この改正は仮特別徴収税額の算定方法の見直しであり、年税額の増減を生じさせるものではありません。

また、この改正は仮特別徴収税額の算定方法の見直しであり、年税額の増減を生じさせるものではありません。

